

公募型指名競争入札案件の公表（本文）

公募型指名競争入札を執行するので次のとおり公募します

令和2年2月13日
阪神国際港湾株式会社

工事（業務）名称	六甲アイランド地区RS-B・C造成工事
工事（履行又は納入）場所	神戸市東灘区向洋町東4丁目
工期（履行期間）	契約締結日の翌日から 令和3年3月19日 まで
工事（業務）概要	嵩上げ工52,000m ³ 、舗装工58,000m ² 、排水構造物工1式 給電工1式、走行路版設置工1,600m、擁壁工1式 クレーンレール継目改良工25箇所、撤去工1式、技術検討（詳細設計）1式
施工（履行）条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事区域は、供用中の施設の為、借受者（ユーザー）と施工方法、施工時期、施工期限、施工箇所等を事前協議すること ・借受者（ユーザー）荷役の都合によって、夜間及び土曜、日曜、祝日の施工が必要となる場合があるため、対応できる体制をとること ・施工中は安全対策に万全を期すこと
発注方式	特定建設工事共同企業体に発注する
構成員の数	2社又は3社とする （最低出資比率について、2社の場合は30%、3社の場合は20%とする）
共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する入札参加資格	
建設業の許可	土木工事業に係る特定建設業の許可
登録種目	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されており神戸市内に本店（本社）又は支店若しくはこれに準ずるものを有するものうち、下記の業種に登録されていること <ul style="list-style-type: none"> ◆業種： 土木一般のうち1社は港湾土木に登録していること ◆等級条件： Aランク <p style="color: red;">◎物件等級（総合評定値）に対する発注予定価格は神戸市の基準とは異なります</p>
経営事項審査の結果の点数	土木一式工事の総合評定値が900点以上であること。
配置予定技術者（工事の場合）	建設業法に係る次の監理技術者または主任技術者で、別紙「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】1-(4)①～⑤の条件を満たす者を配置できること <ul style="list-style-type: none"> ◆配置予定技術者 土木工事業に係る上記資格 ※R02年2月18日追記
共同企業体の代表者に関する入札参加資格	
経営事項審査の結果の点数	土木一式工事の総合評定値が、神戸市内に本店を有する場合は900点以上、支店若しくはこれに準ずるものを有する場合は、1200点以上であること
施工（業務）実績	平成7年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること <ul style="list-style-type: none"> ◆神戸港内の公共工事で4万m³以上の土地造成工事、埋立土砂又は盛砂工事その他土砂投入工事を元請として完成させた工事 ◆共同企業体の構成員として施工したものは、出資比率が30%以上の場合に限り認める。 <p style="color: red;">《契約書の写し及び設計図書・仕様書等、公募条件について確認出来る資料の写しを添付し、条件に係る箇所にラインマーカー等で図示すること》</p>
配置予定技術者（工事の場合）	建設業法に係る次の監理技術者または主任技術者で、別紙「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】1-(4)①～⑤の条件を満たす者を配置できること <ul style="list-style-type: none"> ◆配置予定技術者 土木工事業に係る上記資格

最低制限価格	なし
低入札価格調査基準	なし
支払条件	完成払い
入札説明事項	別紙「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】(工事)」に記載 ◎必ずお読みください
入札参加申請書等の 交 付	◆様式1～様式5 当社ホームページからダウンロードを行ってください 「入札情報」⇒「各種様式ダウンロード」⇒「公募型指名競争入札案件の公表【共通事項】(工事)」⇒各種様式 ◆様式6、7 当該公募型指名競争入札案件の公表(本文)の末尾にPDFにて添付していますのでダウンロードを行ってください ※Word文書にてご入用の場合は下記契約・入札担当までご連絡ください。
入札参加資格 審 査 資 料	1.申請書類 ①公募型指名競争入札参加申請書【工事】 ※1 《様式1》 ②工事实績等調書 《様式2》 ③配置予定技術者調書 《様式3》 ④主任技術者実務経歴書(実務経験を必要とする場合のみ) 《様式4》 ⑤資本関係・人的関係等に関する調書 《様式5》 ⑥特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書 《様式6》 ⑦特定建設工事共同企業体協定書 《様式7》 ※1 申請者は特定共同企業体名をご記載ください。 また連絡先担当者名欄に、氏名に加えて会社名もご記載ください。 2.添付書類 ①建設業許可証明書の写し(発行日より3箇月以内のものに限る) 又は、建設業の許可について(通知)の写し(有効期限内に該当すること) ◎登録を支店で行っている場合は別表の写しも添付のこと ②経営事項審査結果通知書の写し(直近の有効なもの) ③配置予定技術者調書に記載した技術者の資格・免許等の写し および健康保険被保険者証等雇用関係の確認できる公的な証明書の写し ④入札参加有資格者名簿情報(構成員全社分) ◎神戸市工事請負競争入札参加の認定通知書の写し (IDとパスワードを黒塗りしてください)
受付期間	令和2年2月13日(木)から 令和2年2月26日(水)12:00まで (休日を除く毎日9:00～12:00、および13:00～17:00※最終日除く) ◎郵送(簡易書留)でも可能。但し令和2年2月25日(火)までに必着のこと
受付場所 (送付住所)	下記「担当課」欄に記載の契約・入札担当まで (〒651-0087 神戸市中央区御幸通8-1-6-20F)
入札参加者の 指 名 等	指名通知書は令和2年2月28日(金)までに発送 その際に仕様書を入札日まで貸与します なお、入札参加資格を認めなかった者については理由を付した通知書を同日に交付します
入札日・場所	入札日 令和2年3月13日(金) 場所 阪神国際港湾株式会社 会議室
担 当 課	契約・入札担当 : 経理部契約課 078-855-2749 設計担当 : 神戸事業部施設課(土木) 078-855-6723

特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書

1. 工事名

.....

2. 共同企業体

事務所所在地

.....

名 称

.....

代表者氏名

..... (印)

3. 構成員(代表者を含む)

(代表者)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

(構成員)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

所 在 地

.....

商 号

.....

代表者氏名

..... (印)

4. 構成員の出資割合

	商号	出資割合 (%)
代表者		
構成員		
構成員		

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 共同企業体は次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 阪神国際港湾株式会社発注に係る

(工種)

(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)

の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 共同企業体は、.....

特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....

.....に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第4条 当企業体は、令和.....年.....月.....日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

(代表者)

所在地

商号

所在地

商号

所在地

商号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は建設工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

.....%
.....%
.....%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....銀行.....支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

.....外.....社は、以上のとおり
.....特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は阪神国際港湾株式会社に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

(代表者)

所在地

商号

代表者氏名

印

(構成員)

所在地

商号

代表者氏名

印

所在地

商号

代表者氏名

印